

令和2年12月4日
在デンマーク日本国大使館

デンマーク外務省の渡航勧告の改訂
ヘルシンギー市における新たな規制措置
(新型コロナウイルス関連情報)

1 デンマーク外務省の渡航勧告の改訂

12月3日、デンマーク外務省は EU、シェンゲン協定加盟国及び英国を対象とする渡航勧告を改訂したところ、概要は以下のとおりです。なお、日本は引き続き「開放国」のままとなり、日本の居住者がデンマークへ入国する際の制限は設けられていません。

(1) デンマークへの入国

バチカン及びフィンランドの一部ならびに特別な規則が適用されるデンマークとの国境地域を除き、全てのEU・シェンゲン加盟国及び英国の居住者がデンマークへ入国する際には、引き続き承認に値する入国目的が必要となります。

なお、「高リスク国」と見なされる国の居住者がデンマーク入国する際は、承認に値する目的に加えて、入国時刻の前72時間以内に受けたCOVID-19検査の陰性結果の提示が必要となります。

(2) デンマークからの渡航

すべての不要な渡航の中止を勧告する国 (先週からの変更なし)

バチカン、スウェーデン (一部地域)、ノルウェー (一部地域)、ドイツ (一部地域) を除く全て。

なお、デンマーク外務省の渡航勧告は主としてデンマーク人観光旅行者を対象としており、ビジネス出張者の渡航中止は勧告されないとしています。

※詳細は下記 HP でご確認ください。

(デンマーク外務省プレスリリース・デンマーク語)

<https://um.dk/da/nyheder-fra-udenrigsministeriet/newsdisplaypage/?newsID=CF1B3E71-9531-4663-A175-1C4279875555>

承認に値する入国目的、検査要件「高リスク国」や「開放国 (地域)」の定義などについては、下記デンマーク国家警察のホームページでご確認ください。

<https://coronasmitte.dk/en/entry-into-denmark>

2 ヘルシンギー市における新たな規制措置の導入

12月3日、デンマーク保健省はシェラン島北部のヘルシンギー市におい

て、12月1日に発表された首都圏17自治体に導入される規制とほぼ同じ措置を、来年1月2日まで適用すると発表しました。

(保健省プレスリリース・デンマーク語)

<https://www.sum.dk/Aktuelt/Nyheder/Coronavirus/2020/December/Nye-covid-19-tiltag-i-Helsingoer.aspx>

(首都圏の規制に関する過去の領事メール)

<https://www.dk.emb-japan.go.jp/files/100122043.pdf>

3 感染者数

12月4日(金)14時発表のデンマーク本国の1日あたりの新規感染者数は1603名となり、1日あたりの治癒者数を上回る水準で推移しています。引き続き感染防止に十分ご注意ください。詳細は以下のとおりです。

(出典:デンマーク国立血清学研究所、フェロー諸島政府、グリーンランド自治政府の最新発表)

<https://covid19.ssi.dk/overvagningsdata>

感染者数 合計 87,266名(前日比+1603)

死亡者数 合計 867名(前日比+9)

治癒者数 合計 69,150名(前日比+1216)

デンマーク 86,743名(前日比+1603)(死亡者867名、入院者293人、治癒者数68,632名)

フェロー諸島 505名(前日比+0)(死亡者0名、治癒者数500名)

グリーンランド 18名(前日比+0)(死亡者0名、治癒者数18名)

<デンマークの入国制限>

○デンマークの現在の入国制限に関しては、デンマーク・コロナポータルサイト及び当館HP等でご確認ください。

(デンマーク・コロナポータルサイト:デンマーク語)

<https://coronasmitte.dk/>

(同:英語)

<https://coronasmitte.dk/en>

(在デンマーク日本国大使館HP)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#denmarku_2

○現在、日本外務省はデンマークに対して感染症危険情報「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」を発出しています。また、デンマークから日本に帰国した場合は、帰国後の検疫や2週間の待機などが要請されますの

で、ご注意ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_164.html#d-image-0

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1

<当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を1組ごとに制限しております。係員が順番にご案内いたしますので、それまでロビーでお待ちいただく場合があります。

また、来館時にサーマルカメラにて、非接触型の検温を行っております。体温が著しく高いと認められた方には入館をご遠慮いただく場合がありますので、ご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国（一時帰国を除く）された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班 ryoji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話：3311-3344（閉館時はまず緊急電話対応業者につながります）

メールアドレス：ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等）、または帰国・転出等があればお知らせく

ださい。